

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による遊漁のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限について

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年3月に発出された瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第38号に基づき、令和3年6月1日から、以下を義務付けた。
 - ① 30キロ未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- (2) 令和3年6月1日以降、特に日本海においては、くろまぐろを対象とした遊漁が盛期を迎え、当初想定していた水準を大幅に上回る数量となり、このままの水準で推移すれば、漁業者を含めたくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれが生じた。（6月1日～16日の採捕量：10.8トン、令和2年の調査結果：年間10.2トン、国の留保：81.7トン（うち50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は試験研究等による漁獲への充当分として必要。））
- (3) このため、6月17日に令和3年12月末までの期間、日本海・九州西海区において、くろまぐろを目的とした遊漁を控えるよう、水産庁から都道府県や遊漁団体に対して関係者への指導に係る協力を要請したところであるが、今後、協力要請では歯止めが効かず、さらに遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が高水準で推移すれば（6月末時点の採捕量14.7トン）、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すこととなる。
- (4) 以上のことから、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めるもの。

2. 委員会指示第39号（案）の概要

(1) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

委員会会長は、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

遊漁者は、公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。

(2) 指示の有効期間

この指示の有効期間は、委員会指示第38号の有効期間である令和4年5月31日までとする。

3. 指示に違反した者への対応方針

委員会指示第38号の2及び3並びにこの指示の2の(2)に違反した者への対応方針について別に定めるものとする。